

森林環境譲与税の使途

令和元年度の税制改正において、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図り、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（国税）が創設されました。森林環境税は国民一人一人が負担を分かち合い、支える仕組みとすることから、個人住民税と併せて賦課徴収を行い、各自治体へ森林環境譲与税として交付されます。

- ・ 一人あたり年額1,000円
- ・ 個人住民税と併せて賦課徴収（令和6年度から開始）

※令和5年度までの譲与財源は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用

◆令和5年度決算における森林環境譲与税の交付決算額 100百万円

森林環境譲与税は一般財源であり、世田谷区では、以下の施策に活用しています。

○世田谷区における森林環境譲与税の使途

（単位：百万円）

事業		5年度 決算額	特定財源	一般財源
	川場移動教室事業	45	0	45
	健康村里山自然学校事業等	9	0	9
	気候危機対策基金への積立て	21	0	21
合 計		75	0	75

* 交付決算額100百万円と使途合計75百万円の差額25百万円については、令和6年度の補正予算により、気候危機対策基金へ積み立てる予定。